



2002年4月18日 第2002-39号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## いよいよ明日から、健保法等改正審議

衆院・本会議で趣旨説明・一般質疑

健保法等の改正法案は、3月1日に国会に提出されていましたが、明日(4/19)から衆議院・本会議で趣旨説明と一般質疑が行われることになりました。

民主党からは、釘宮衆議院議員が政府案の質疑を行い、さらに山井衆議院議員が民主党提出法案の趣旨説明を行います。本会議後、来週より衆議院・厚生労働委員会で本格的な審議が始まります。

連合では明日の本会議から、法案成立まで傍聴行動を行います。

### 民主党提出法案の概要

民主党は「医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供促進、医療に係わる体制の整備等に関する法律案」を提出しました。

#### 1. 法案の内容と目的

医療を受ける者に対する医療情報の提供についての基本的な事項、安全かつ適正な医療を確保するための体制の整備に関し必要な事項を規定する

医療を受ける者の理解と選択に基づいた良質かつ適切な医療の提供の促進、医療の透明性と安全性の確保等

医療の信頼性の確保向上と医療を受ける者の権利利益の擁護

#### 2. 主な施策

##### (1) 医療機関に関する情報の提供

書類の備置き及び閲覧を、医療機関へ義務づける  
この法律に定める権利等に関する医療機関内の掲示の義務づけ  
医療機関の広告規制を緩和するための措置は別に法律で規定

##### (2) 診療に係わる情報の提供

医師・歯科医師による診療内容の説明及びその概要を記載した書面の交付  
説明等と異なる診療または適切でない診療が行われた場合の患者への報告  
現に受ける診療について、医療適正化委員会への相談(セカンドオピニオン)  
診療記録の開示及び訂正等  
明細書の交付

##### (3) 安全かつ適正な医療を確保するための体制の整備

一定規模以上の医療機関における医療適正化委員会の設置  
重大な被害が生じた医療事故が生じた場合、都道府県知事等への報告  
医療技術評価・医療等に関する第三者評価の促進

##### (4) 苦情の解決

医療適正化委員会に対する苦情の申し出  
都道府県等による苦情の処理

J A Mも傍聴行動に参加し、審議の経過を

逐次政策ニュースでお知らせします！